

四日市市一般廃棄物収集運搬業に係る審査基準

(目的)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請に対する審査について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に規定する審査基準を定めることによって、審査の公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

(申請書等の受理)

第2条 申請書等について、次の事項に適合すること。

- (1) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (2) 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成5年規則第10号)第13条第1項に規定する申請書及び同条第2項に規定する添付書類を完備していること。
- (3) 許可申請に係る手数料が全額納付されていること。

(審査基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業に係る審査基準は次のとおりとする。

- (1) 申請内容が四日市市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (2) 市内において事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬の計画があること、又は市内において特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づく特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬の計画があること。
- (3) 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

ア 施設に係る基準

- (ア) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発生するおそれのない運搬車及び運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (イ) 運搬車については継続的な使用権原を有すること。
- (ウ) 事務所及び運搬車の保管場所(駐車場)を有していること。

イ 申請者の能力に係る基準

- (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、一般財団法人日本環境衛生センターが開催する「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習」を受講し修了証の交付を受けた者、又はそれに準ずる知識及び技能を有すること。
 - (イ) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する者として、申請者が法人である場合にあっては、事務所が位置する自治体の市町村民税、申請者が個人である場合にあっては、市町村民税について納税の義務を果たしていること。
- (4) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌのいずれにも該当しないこと。
 - (5) 許可を更新しようとする場合、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年条例第7号)第17条に規定する一般廃棄物の処理手数料が未納になっていないこと。

(標準処理期間)

第4条 許可審査に係る標準処理期間は30日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

附 則

この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。